

令和4年度 第2回泉佐野市行政事務サービスセンター
評価委員会会議議事要旨

1. 日 時 令和5年2月13日（月）午後6時00分～午後7時30分
2. 場 所 泉佐野市役所4階庁議室
3. 出席者 吉村委員長・藤基副委員長・芝野委員・新谷委員・昼馬委員
4. 傍聴者 なし
5. 次 第
 - 1) 開 会
 - 2) 報 告 (1) 組織体制及び運営状況について
 - 3) 議 事 (1) 令和5年度年度目標（案）について
(2) 評価の基本方針（案）について
(3) 年度評価実施要領（案）について
 - 4) その他 今後のスケジュールについて
 - 5) 閉会

【議事要旨】

委員長）議事進行を務めさせていただく吉村です。昨年10月1日に法人が設立され、実際に法人による窓口運営が開始されたと伺っている。まず、この間の事業に関する報告の後、令和5年度の年度目標（案）、事業評価の基本方針（案）、そして、評価の実施要領（案）などについて審議するという内容となっている。それでは、まず、法人から、運営開始後の事業の運営状況等について説明をお願いします。

法人）それでは説明させていただく。まず資料1の組織図で、現状の管理部門について、役員は、理事長、副理事長には事務局長を兼務、総務管理課長の3名で、子育て支援課の運営体制は、フルタイム職員2名、パート職員7名、パート職員につきましては午前3名午後4名でスタートした。

資料1の下段をご覧ください。法人の窓口拡充スケジュールだが、段階的に窓口業務の拡充を図っていくこととしている。令和5年7月におくやみコーナー、10月には市民課、総務課、健康推進課、令和6年4月には国保年金課、介護保険課、地域共生推進課を順次拡充していくことを計画している。人員確保については、昨年11月以降、現委託事業者の職員の転籍意向確認を進め、窓口職員の補充等の計画的採用を進めていくこととしている。

次に運営状況について、資料2をご覧ください。10月より子育て支援課からのスモールスタートとし、子育て支援課における業務については資料の2の(1)に示している。未熟児養育医療や、児童手当などの窓口業務についての詳細説明は割愛させていただく。(2)の窓口従事者の体制については、先に組織体制で説明させていただいたとおり。募集の状況の記載をしているが、募集なしとの記載は誤り

で、応募なしと訂正させていただく。

次に(3)の運営状況について、まず、稼働日数は、10月から12月まで稼働日数60日となっている。次に、窓口業務受付件数について、未熟児養育医療の受付件数は1件、この養育医療については年間5件ほどの申請で、この期間は1件、児童手当関連申請受付は489件、こども医療関連業務は493件、ひとり親家庭医療関連申請受付167件となっている。児童扶養手当関連業務の申請受付は市職員が行っており0件、入力業務は附帯業務としているが、1月から入力業務を法人のほうで実施している。保育関連の案内業務が960件、受付業務130件、10月はこの関連業務が非常に集中している時期でもあった。また、子育て支援課との月次会議を毎月第4木曜日に実施している。ミスのあったケースなどについて報告し、必要に応じて業務改善につなげていけるよう協議している。

次に(4)の研修の実施状況について、10月の運営開始前の準備期間中は、市パート職員として、子育て支援課の窓口業務のマニュアルの理解、業務の引継ぎ、個人情報保護に関する研修を進めてきた。また、今月18日土曜日には接遇研修を実施する予定としている。

次に(5)の子育て支援課運用マニュアルについて、準備期間中の6月から7月に事務フローを見直し整理した。

次に(6)の窓口利用者アンケートの実施について、利用者のニーズを把握することで、さらなるサービス向上を図ることを目的に実施している。実施期間は、1月16日から2月末まで進めている。窓口利用者の満足度等をこの間で把握し、改善につなげていきたいと考えている。

資料には記載していないが、死亡届に起因する各種届け出等のワンストップの窓口として、「おくやみコーナー」の設置に向け、昨年11月に業者選定委員会を開催し、おくやみコーナー自治体支援ナビシステムの導入業務の最優先候補者を選定し、12月20日に契約を締結した。現在市と連携し、事業者と構築に向けて協議を進めているところである。開設については、冒頭スケジュールで説明したように、本年7月からの運用を目指す計画で進めている。説明は以上となる。

委員長) 只今の説明について質問等はいかがか。

委員) 児童手当の関連業務や申請受け付けの件数が説明にあったけれども、例えば受付件数は489件、入力業務は315件とのことだがこの差は何か。

法人) 子育て支援課は10月が繁忙期にあたっており、入力業務については、当初は市職員が業務の指導がてら入力していたという経過があり、市職員が入力した件数については対象としていないため差が生じている。

委員) 市に任せているということではないのか。

法人) 任せているということではない。窓口業務が優先になるため、10月は、時間外に入力作業を行っていた。

委員) 理解した。

委員長) 他に質問等はいかがか。無いようなので、次の議事に入らせていただく。

案件1.「令和5年度年度目標(案)について」を審議する。年度目標の策定にあたっては、評価委員会が市に対し意見を述べることとなっているので、よろしくお願いする。では、事務局より説明をお願いする。

事務局) それでは、事務局より議事案件1.「令和5年度年度目標(案)について」説明させていただく。資料3「泉佐野市行政事務サービスセンター 年度目標 R4(現行)・事業計画 R4(現状)・年度目標 R5(案)の対比表をご覧いただきたい。令和5年度年度目標(案)を一部省略しながら読み上げさせていただく。

まずは、前文について、窓口関連業務は住民及び泉佐野市にとって重要な業務の一つである。日常的に実施されている基礎的な業務において、住民の要求水準に的確に答えるとともに、効率的に運営していくため、これまでも各種システムの導入や窓口業務の委託化などを順次進め、行政サービスの向上に努めてきたところである。一方、社会情勢としては、人口減少が加速していく中で、IT化の更なる推進が求められており、行政事務全般にわたり進化していく必要がある。今後、行政としての使命を果たしていくためには、市が必ずしも事務を直接執行する必要はなく、効率的かつ効果的な行政サービスの提供が可能となる窓口関連業務については、地方独立行政法人に移行することとし、将来にわたって市に代わる機能を果たしていくものとする。今後は、法人の特長である自主性及び自律性を発揮することにより迅速な意思決定、業務のノウハウの蓄積、職員の専門性の確保、柔軟な人事運営などのメリットを十分活用し、社会情勢の変化やIT化の進展などへの迅速な対応、法人の資質の向上及び経営基盤の安定化を図るとともに、住民満足度の高い行政サービスを提供していくことを求めるものである、としている。

先ほど報告もさせていただいたが、現在委託している窓口業務を段階的に法人へシフトし、最終的には、令和6年4月に、業務の法人化は一旦完了する計画としている。現在は、子育て支援課業務のみであることから、令和5年度の年度目標については、令和4年度の年度目標を基本的には踏襲する形を考えている。

続いて、「第1 年度目標の期間」だが、これは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとしている。

続いて、「第2 設立団体申請等関係事務処理業務の質の向上に関する事項」の「1 法人への円滑な業務の移行」について説明させていただく。(1)法の枠組みに基づいた業務範囲について、委託化している現行の各種窓口業務については、原則として段階的に法人へ移行するものとし、適正かつ確実に実施していくこと。また、法律の枠組みの中で法人が実施できる附帯業務について検討し、従来の委託業務の範囲を拡充できるよう努めること、としている。当初は、委託業務を一斉に法人化することを検討していたが、職員の確保等についての課題が思惑通りクリアできるのかという懸念があったので、窓口の混乱を回避する、あるいは、最小限にとどめるため、「段階的に」移行させる計画に変更したものである。(2)業務に必要な人材確保については、必要な人材を確保した上で、窓口の業務体制の安定化を図るとともに、職員の業務能力の質を向上させるよう努めることとしているが、これ

は、令和4年度年度目標に引き続きということになる。

大項目「第2 設立団体申請等関係事務処理業務の質の向上に関する事項」の「2 住民サービスの向上」については、令和4年度年度目標を引き継いでいる。

続いて、「第3 設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営の改善及び効率化に関する事項の「1 運営管理体制の確立」についても、令和4年度年度目標を引き継いでいる。

続いて、「2 効率的・効果的な業務運営」についても、令和4年度年度目標を引き継いでいる。

続いて、「第4 財務内容の改善に関する事項」の「1 資金収支の均衡」についても、令和4年度年度目標を引き継いでいる。

続いて、「2 費用の節減」についても、令和4年度年度目標を引き継いでいる。

続いて、「第5 その他設立団体申請等関係事務処理業務に係る業務運営に関する事項の「1 個人情報保護及び情報公開の確保」について、この項目は、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の適切な管理を行うものとし、特に、情報システム及び関連機器の管理について、リスクを低減するため必要な措置を講じること。また、泉佐野市情報公開条例に基づき、市民に開かれた法人として積極的な情報の公開及び提供を行い、市民に対する説明責任を果たすこととしているが、法律の改正により、個人情報管理の根拠が、泉佐野市個人情報保護条例から、個人情報の保護に関する法律に変わったことから、変更をさせていただいた。

続いて、「2 災害等における対応」については、令和4年度年度目標を引き継いでいる。

続いて、「3 市の調査研究への協力」についても、令和4年度年度目標を引き継いでいる。

続いて、「第6 中長期的な観点から参考となるべき事項」の「1 情報システムへの対応」についても、令和4年度年度目標を引き継いでいる。

最後に、「2 総合窓口の設置」について、総合窓口の形態として、いわゆる「おくやみコーナー」など様々な手法があるが、ワンストップサービスのスタイルについて調査研究を行い、早期に実施できるよう努めること。また、必要な施設の改修やシステムの導入については、市と連携及び協力するとともに、効率的かつ効果的な窓口体制を構築することとしている。おくやみコーナーの名称は、漢字ではなく、平仮名表記で開設したいと考えており、前年度とは表記を変更した。おくやみコーナーは、総合窓口のはしりとして、現在のところ、本年7月の開設を予定しているが、今後は、デジタル化の推進によって、「来ない、書かない、待たせない」手続きを進めることで、効率的な窓口運営を目指すこととする。

令和5年度年度目標（案）の説明は以上となる。

委員長）只今の説明について質問等いかがか。

委員）令和4年度の目標の期間の変更と、あとは細かい文言の変更あるだけで、基本的には令和4年度の目標と令和5年度の目標の内容は同じと考えてよいのか。

事務局) スモールスタートということで、子育て支援課の窓口運営を開始してからまだ1年経過していない。社会情勢や法律に変化がないところでは、基本的には令和4年度の目標を踏襲させていただきたい。

委員) まだ目標のレベルアップをはかる環境にはないということか。

事務局) 先ほど説明したように、まだ年間に行われる業務が1周しておらず、現場としては未実施の業務もたくさんある。新しい目標を設定するには、もう少し実績が必要だと考えている。現段階では、令和6年4月に全ての窓口をシフトしていく計画なので、令和6年度の年度目標は、変更を加えた目標を評価委員会に審議いただくことになると考えている。

委員) 全ての窓口業務を移行していくとのことだが、税務課は外しているのか。このスケジュールに入っていない。外部委託の課の中に税務課があるが、税務課は、法的に実施することができないということか。まだ検討すべき項目があるからか。

事務局) 委員言われるとおりで、法律の解釈が難しい。この設立に至るまでの間におきましても、総務省に対し具体的にどのような業務を法人に担任させることが可能かということ、税務課以外の業務についても併せて質問しているのだが、そもそも税務課の業務は、法律をそのまま解釈すると、法人に任せられる業務はかなり少ない。ただし、その少ない業務に附帯している業務として認定できる業務は法人に担任させることができるとされているので、附帯業務に該当するかどうかの判断について、何度か質問を重ねているが、可でも不可でも解釈できるような回答しか得ることができていないことから、現在も総務省と直接やりとりをしているところ。その回答を待って再考したいと思っている。

委員長) 他に質問等はいかがか。

委員) この法人の危機管理についての件だが、災害が発生しても、窓口業務に特化した対応になるのか。市職員が行っているような災害対応に従事することはあるのか。

事務局) 災害対策本部の一員としての業務を行うといったことはなく、もちろん、法人職員が現場へ出て何か対応するというわけではない。災害時においても、窓口業務を継続して行うことができるように対策を講じるということ。

委員) おくやみコーナーは非常に有効と思われるが、対応するのはどの課の業務になるのか。

事務局) おくやみハンドブックという手続き案内の資料には、死亡届を起点とする関連手続きについて紹介していて、その中には農林水産課が所管する手続きもある。森林を所有している場合、死亡を要因として、新たな所有者の届出をしなければならないのだが、この手続きは取扱う件数がかなり少なく、おくやみコーナーで受け付けるとなると、それなりに件数の多い、国保年金課、介護保険課の手続きが中心になるのではと考えているが、今後の検討課題ではある。

委員) 自らの経験上、取り乱しているときに、自分から行くというよりも、むしろ声をかけてもらい、誘導してもらうというのは非常に有効であると思われるので、ぜひともよろしくお願ひしたい。

事務局) システムを導入する予定で、そのシステムにアンケート項目があり、家族構成や死亡者が受けていた福祉制度などについて確認し、必要な届をシステムに判断させるというものになっていて、おくやみコーナーに配置された職員が対応する。おくやみコーナーで必要な手続きがワンストップで完了するのであればよいのだが、そうではなく、実際に窓口に行っていたかねばならない届出等もあり、その場合は、おくやみコーナーの職員が案内させていただくことになる。

委員) 大阪府下で、おくやみコーナーを開設している自治体はあるのか。

法人) この近くでは熊取町が実施している。

委員) おくやみコーナーは、総合窓口で実施すると思っていたがそうではないのか。

事務局) 総合窓口の考え方はまだ先のことで、おくやみコーナーでは、死亡に関連した手続きについて受付する。システムから届出書や申請書を出し、その場で、必要事項を記入いただいたら完了というものについてはワンストップとなる。ただし、税金が未納になっている、あるいは、過払いで還付金が発生する、そういったことがあった場合は、おくやみコーナーで書類を記入してもらい、担当窓口へ出向いてもらう可能性はある。おくやみコーナーは、必ずしもワンストップで完了というわけではない。

委員) 研修について、今までの業務委託だと、委託事業者が、職員研修を実施していたと思うが、法人の場合、どのように職員を研修していくのか。

法人) 研修については、法人としても、大阪府の研修などに参加させてもらえないかアクションを起こしてきたが、現段階では不可能とされている。しばらくは、関係機関に紹介してもらった事業者等から接遇研修などを受けることとしている。

委員) システム導入もあり、どういうふうな研修計画なのか質問した。

法人) 業務に関しては、子育て支援課では、終業後に勉強会ということで研修を行っているところ。

委員長) 他に質問等いかがか。

委員) 開始して 5 ヶ月経過したというところで、経済的な効果はどれだけ出ているのか。

事務局) 現在、業務を行っているのが、子育て支援課の業務だけになるので、経済効果というものは出せない状況。

委員) 業務委託としたときには、市職員の減による人件費の削減ができたと思うが、今回の窓口手続きで市民の待ち時間が長い問題や、委託業者への偽装請負の問題、それらを解決するために法人制度を導入することを考えたのだと思う。経済効果という観点でいうと、役員や管理部門に職員が必要となってくるので、経済効果は出なくなるのではないかと思う。効果を出すために法人を設立するというのには違和感がある。評価委員を受けているけれども、改めて、経済効果ではないとすれば、どのような考えで法人設立を導入しようと思ったのかを聞いておきたい。

事務局) 経済効果というところでは、子育て支援課から窓口運営はスタートしているが、今後の業務の法人移行へ向けて、移行直後から安定した窓口サービスを継続するに

は、是が非でも委託事業者の従業員に転籍してもらうことを第一に、雇用条件を検討する上で、少なくとも当該従業員が現在受けている給料は維持する、場合によっては、条件を上げていくことも考えなければならなかった。そこで、当該従業員の現在の給料について把握する必要が出てくるのだが、採用を内定する前に当該従業員の給料を把握する術がなく、どの程度の人件費がかかるのか予想できないことから、委託料との比較、また、市直営で行った場合との比較が難しく、経済効果が出しにくいことは理解していただきたい。比較方法にもよるが、委員が言うように、経済効果は出ないことも考えられる。

委員) 理事長をはじめとする役員の報酬はどうなっているか。

事務局) 前回の評価委員会でも審議いただいたが、理事長が月額 493,200 円、副理事長が、452,100 円、非常勤の理事が 1 回 3 万円、監事については 1 回 50,000 円となっており、これは理事会等の開催により執務いただく月を 1 回と数えることとし、同じ月に複数回執務していただいたとしても 1 回という考え方としている。

委員) 要は、経済効果は期待できない。設立の目的は、市民サービスの向上や業務を進めていく上の確実性とか、そのようなことでよいか。

事務局) 法人は、委託事業者と市直営との間にある、そのようなイメージを持っていただければよいと思っている。委託と比較すると、経済効果は出ないのかもしれないが、委託事業者であれば、何年か毎に入れ替る可能性が否めず、その度に、一時的にはあるにせよ、サービスが低下してしまう可能性は高いし、サービスの質も維持できないことも考えられる。法人は市が出資して設立した団体であることから、そのような懸念を案ずることはなく、安定した運営を確保することができる。

委員) 1 点気になったのだが、令和 4 年度の事業計画については、評価委員会で審議し、この計画でよしと承認しているのか。

事務局) 事業計画は、市が法人に指示した年度目標に対して法人が策定するもの。

委員) 資料 3 の 4 ページ評価項目 2 だが、委託事業者も既に長期間に亘り請け負っているので、今では業務レベルも上がっていると思うが、委託と比較して、15 秒間の短縮というのは、達成度がかなり小さいと思う。目標というのであれば、例えば 10 分ちようどとしてもよいのではないかと思う。それと 5 ページの評価項目 3 では、子育て支援課の法人処理移行後の満足度を 75%としている。4 人に 1 人が満足していないということになるのだが、実際にアンケートをとれば、もっと高い数値になると思う。目標としては低すぎるのではないか。

事務局) そのような意見をいただけてありがたいと思う。

法人) 業務の処理時間について、目標値を高めを設定することは、法人内でも議論となったところだが、令和 4 年度の目標を定めるにあたって、知識や経験のない職員が、経験豊富な委託事業者と比較して、30 秒、1 分を縮めるというのは、至難の業であり、令和 4 年度に関しては、15 秒の短縮でも精一杯だろうと当初は考えていた。満足度に関しても同様。ただ、確かに、委員言われるように、満足度については、1 月 16 日からはじめた利用者アンケートでは、現在のところ 88%と目標値を大き

く上回っている。

委員長) では、この議題についてはここまでとさせていただきます。続いて、案件 2 の評価の基本方針(案)について審議に入る。事務局より説明をお願いします。

事務局) それでは、議事案件 2「評価の基本方針(案)について」、要点を説明させていただきます。

資料 4「地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターに対する評価の基本方針(案)」をご覧ください。まず、法人が行う事業については、地方独立行政法人法第 87 条の 10 第 1 項の規定により、市が評価しなければならないとされている。同項第 1 号では、毎事業年度の実績、同項第 2 号では、設立団体が規則で定める 3 年から 5 年の期間、本市は規則で 5 年としているが、その期間における最終 5 年目の業務実績と 5 年間ににおける年度目標に定める業務に係る運営改善及び効率化に関する事項の実施状況を市が評価しなければならないこととなっている。これらの評価案に対して、評価委員会に意見をいただくこととなる。

この評価の方針については、1 の基本方針では、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、年度目標及び事業計画の達成に向けた取組状況等を市民にわかりやすく示すものとする。また、法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法は柔軟に見直していくこととする。

続いて、2 の評価の方法だが、先ほど説明させていただいたとおり、毎年度の業務実績と 5 年間の業務運営改善及び効率化に関する事項の実施状況を、ここではそれぞれ年度評価と事業期間評価ということにするが、(1) の年度評価は、法人が策定する事業計画に記載される、小項目、大項目、そして業務全体について評価する。法人が、自ら評価、点検を行った結果を報告書としてまとめ、市へ提出する。それに基づき、市は、検証、評価、進捗状況の確認を行う。次に(2) の事業期間評価では、5 年間の各年度目標における大項目及び業務全般を評価するのだが、如何に、この期間の業務運営を年度ごとに改善し、効率化したのかを総合的に評価する。

続いて、3 の評価結果の活用では、市が行った評価結果を踏まえて、法人は、組織や業務運営等の改善に取り組むものとし、これが進まずに停滞もしくは低下するようであれば、市が法人に対し、業務運営改善のために必要な措置を講ずることの命令の必要性や組織のあり方等に関する検討を行うこととなる。なお、市が行う評価や年度目標の策定に際しては、評価委員会の意見を伺うことになる。

続いて、4 の評価の進め方は、法人が、事業終了後、3 ヶ月以内に所定の実績報告書を市に提出することになる。これは、先ほどの法律第 87 条の 10 第 2 項に規定されている。提出された報告書を基に、法人へのヒアリングや評価委員会の意見を踏まえて、市が総合的な評価を行う。評価の決定にあたっては、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。

続いて、5 の目標・計画を策定する際の留意点としては、達成状況を客観的に測定するために、できるだけ数値目標を設定するよう努め、その設定が困難な時は、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。

議事案件 2「評価の基本方針（案）について」の説明は以上となるが、この基本方針は、先に地方独立行政法人化した、りんくう総合医療センターの評価の基本方針を参考に作成している。比較表を参考資料 2 に記載している。説明は省略させていただく。後ほど確認いただきたい。

委員長）只今の説明に対し、質問等いかがか。

委員）評価というものがよくわからなかったのだが、再度説明願う。

事務局）法人が業務実績を自己評価して、それを市に提出する。それに基づいて市が評価案をまとめて、評価委員会が意見することになる。

委員）評価の基準がよくわからない。

事務局）次の項目で、そのあたりの説明をさせていただく。

委員長）それでは次の案件について、続けて事務局より説明をお願いします。

事務局）それでは、議事案件 3「地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターの年度評価実施要領（案）」について要点を説明させていただく。

資料 5 地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターの年度評価実施要領（案）をご覧ください。この年度評価実施要領では、先ほど説明させていただいた評価の基本方針を踏まえ、具体的な評価の方法を示している。

2 の評価方法について、年度評価は、項目別評価と全体評価を行う。項目別評価は、当該年度の事業計画に定めた個別の項目について、業務運営において、改善すべき点や必要な措置を講ずる必要がないかを確認して評価する。全体評価では、項目別評価の結果を踏まえた上で、事業計画の進捗状況全体について総合的に評価することとする。

3 の項目別評価の具体的方法について、項目別評価は、(1) 法人による自己評価、(2) 市による小項目評価、(3) 市による大項目評価の手順で行う。

(1) 法人による自己評価は、事業計画の小項目ごとの進捗状況について、I から V までの 5 段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由を記載するとともに、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載することとする。

(2) では、法人の自己評価について、市は、事業計画の小項目ごとの進捗状況等を、法人の自己評価の基準 I から V で評価する。

(3) では大項目評価について、小項目の評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに年度目標・事業計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の S から D の 5 段階による評価を行う。

続いて、4 全体評価の方法について、先ほど説明させていただいた I から V だとか、S から D といった項目別評価の結果を踏まえて、事業計画の進捗を記述方式で評価する。

これまで説明させていただいた評価については、法人が報告書を作成し、市へ提出するのだが、報告書のイメージは、参考資料の 3 をご覧いただきたい。1 ページ

は実績評価報告書の表紙となる。2 ページは、法人の概要の記載、続いて、3 ページは、全体的な状況として、課題や特記事項の記載、続いて、4 ページは、事業計画の各項目別の自己評価を記載することとしており、左から、市が指示する年度目標、それに対する法人の事業計画、そして、法人の自己評価欄という作りとしている。ひし形の評価欄には、先ほど説明させていただいた I から V が入ることになるのだが、その評価の判断理由を添えて評価を入れることとなる。一番右の欄には、評価年度の前年度の評価を記載するようにしているが、前年度と一目で比較できるようにしている。

もう少しイメージを持っていただくために、5 ページからは、りんくう総合医療センターの実際の事業報告書の抜粋を付けさせていただいた。説明は割愛させていただいたが、事業年度が終了すると、3 ヶ月以内に法人からこのような報告書が提出された後に、市の評価（案）を作成していくこととなる。作成した市の評価（案）を評価委員会に審議いただき、意見を賜るという流れになる。

議事案件 3 地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターの年度評価実施要領（案）の説明については以上となる。

委員長）私は、りんくう総合医療センターの評価にも関係しているのでイメージは沸くのだが、質問等いかがか。

委員）法人の自己評価、市の評価、そして評価委員会の評価ということなのだが、今、市民にアンケート調査を行っているということで、今後、評価するときには、市民の意見などは反映されたりするのか。

事務局）アンケートそのものということか。

委員）市が行う評価に対して評価委員会が意見をするとき、市民の意見を参考にすることはできるのか。

事務局）市の評価は、市民に対して公表するようになっている。その評価に対して市民が意見をするようなスキームにはなっていない。毎年、法人と市が業務実績に対して評価を行い、その評価に対して評価委員会が意見をしたという結果を公表していくということになる。

委員長）他に質問等いかがか。

事務局）1 点、議会に対しても評価の報告は行う。市の評価もそうだが、議会の意見というのも公表されることになっていることを申し添える。

委員）評価委員会が意見を述べる際には、市民目線が非常に重要となってくると思っている。それを確認しながら意見ができればよいと思う。

事務局）そうお考えならば、今回は令和 4 年度の実績評価の機会となるので、直接、法人に市民の意見がどのようなものであったかを質問してもらえればよいと思う。

委員長）他に質問等いかがか。手法そのものは改めてご意見いただければと思う。質問等無いようなので、本日の議事はこれで終了したいと思う。あと、その他として事務局いかがか。

事務局）それでは、資料 6 評価委員会スケジュール（予定）をご覧ください。現在

は令和5年2月まで進んでいるが、本日審議いただいた、令和5年度の年度目標を来月に市議会で審議いただき、承認されたら、法人がその目標に基づいた令和5年度事業計画を策定することになる。一方で、令和4年度事業の評価を行う必要があるため、6月末には、法人より事業実績報告書等の所定の書類が提出され、7月には、本日審議いただいた基本方針や評価実施要領に基づき、市の方で事業実績の評価案を作成することになる。これを、評価委員会に審議いただくということになる。それまでの間は、特に問題が生じなければ評価委員会に参集いただくのは7月ということになる。そこで、意見を述べていただき、議会に報告する運びとなる。次回は7月ということになるので、近づけば日程調整をさせていただきたくので協力いただきたい。説明は以上となる。

委員長) 質問等いかがか。無いようなので、これで本日の会議を閉会する。